

(契約の成立)

第1条 信長塾入塾申込者（以下申込者とする）は、申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、表記信長塾（以下信長塾とする）に対して入塾の申込みを行い、信長塾はこれを承諾します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 信長塾は、申込者に対し、信長塾の定める異業種交流会およびセミナーの年間スケジュールの中から申込者が選択した内容の役務を提供します。

2 申込者は、入塾金、月会費、その他表記申込書に記載された金額を表記申込書の定める方法により信長塾の指定する期日までに支払うこととします。

(セミナーの形態)

第3条 セミナー形態については、以下の通りとします。

1 セミナーとは、所定の開催時間内に講師が塾生の必要に応じて一斉指導および個別指導を行うものとします。

2 一斉指導とは、所定の会場で所定のセミナー開催時間内に講師が授業形式で指導するものとします。

3 個別指導とは、所定の会場で所定のセミナー開催時間内に講師が対面形式で指導するものとします。

(セミナーの開始日)

第4条 本契約において、セミナーの開始日とは、公式に告知している日とし、所定の会場においてセミナー開催がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(セミナーの開催場所)

第5条 信長塾は、所定の会場においてセミナー開催を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(セミナーの開催頻度と契約期間)

第6条 セミナーの開催頻度は、基本的に1ヶ月に3回とします。また、契約期間は申込者或いは信長塾から所定の申し出が無い限り、1年単位の自動継続とします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

(入塾申込み後のクーリングオフ等)

第7条 申込者は、本申込書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

(入塾申込み後の撤回又は解除の方法)

第8条 前条による申込みの撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、信長塾宛に発信した時より成立します。

(撤回又は解除後の前払い金の返還方法)

第9条 前条による申込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された資料等の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第10条 信長塾は、第7条本文に定める期間の経過後、申込者から書面により契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。

一 セミナー参加後である場合、三万円又は消化済み期間の会費に相当する金額のいずれか低い額

二 セミナー参加前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として三万円迄

2 信長塾の事情変更等に基づく中途解約にあつては、解約手数料等を徴収しないものとします。

3 返還金のある場合は、申込者の指定する方法で30日以内に申込者に返還するものとします。

4 中途解約時に、教材等が返還された場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は返還するものとします。

(損害賠償)

第11条 信長塾内、セミナー開催期間内に発生した事件、事故、信長塾の塾生の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、信長塾内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。また、信長塾の管理下における塾生の行為に起因する偶然的事故については、法律上の損害賠償に基づき塾生及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

(紛争の解決)

第12条 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとします。